保育園・認定こども園(2号・3号認定) 利用者負担額表

【平成28年4月適用】

(単位:円)

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する 世帯の階層区分			2号・3号認定利用者負担額(月額)					
			保育標準時間 (1日の利用時間11時間まで)			保育短時間 (1日の利用時間8時間まで)		
階層 定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A階層 生活保護法による被保護世帯		0		0	0	0		
t 🛱	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0		0	0		0
自眉		上記以外の世帯	3,300 (1,650)			3,300 (1,650)		2,200 (1,100)
	市町村民税所得割額 24,300円未満 (市町村民税均等割 課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	4,050		2,550	3,950		2,500
第1		上記以外の世帯	9,100		6,100	8,900		6,000 (3,000)
	市町村民税所得割額	ひとり親世帯等	6,050		4,550	5,900		4,450 (0)
第2	24,300円以上 48,600円未満	上記以外の世帯	13,100		10,100	12,800		9,900 (4,950)
	 市町村民税所得割額	ひとり親世帯等	8,200		6,750	8,050		6,600
第1	48,600円以上 64,700円未満	上記以外の世帯	16,400		13,500	16,100		(0) 13,200
	 古町村民税所得割類		10,900		9,450	10,700		(6,600) 9,250
第2	64,700円以上 77,101円未満	上記以外の世帯	21,800		18,900	21,400		(0) 18,500
213-	 市町村民税所得割額		(10,900) 21,800	18,900		(10,700) 21,400		
			(10,900) 27,200					
	80,800円以上97,000円未満		(13,600)			(13,350)		(11,900)
第4	97,000円以上121,000円未満		(16,700)			(16,400)		
第5	市町村民税所得割額 121,000円以上145,000円未満		36,700 (18,350)	30,000 (15,000)		,	29,400 (14,700)	25,400 (12,700)
第6	市町村民税所得割額 145,000円以上169,000円未満		41,100 (20,550)			40,400 (20,200)		
第7	市町村民税所得割額 169,000円以上301,000円未満		45,600 (22,800)			44,800		
第8	市町村民税所得割額		48,600	31,600 (15,800)		47,700	31,000 (15,500)	25,900 (12,950)
第9	市町村民税所得割額		54,900	(10,000)	(10,200)	53,900	(10,000)	(12,000)
	層 所 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 層 層 月 1 2 1 2 3 4 5 6 7 8	世帯の階層区分 層 生活保護法による被保 ・ 市非課 町和税 村村門民 長 長 長 田町税 村村門民 長 長 八 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1 大 1	世帯の階層区分 層 定義	世帯の階層区分 (1日の末 (1日の (1日の末 (1日の末 (1日の末 (1日の末 (1日の末 (1日の (1日の (1日の (1日の (1日の (1日の (1日の (1日の	保育標準時	保育標準時間	保育標準時間	保育標準時間

※保育必要量(標準/短時間)、子どものクラス年齢及び階層区分により子どもごとの利用者負担額が決定します。

<注意事項>

〇 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

〇 多子軽減

- (1) 当該世帯内で施設(保育所、認定こども園、幼稚園)等を利用している子どもが複数いる場合、2人目は半額、 3人目以降は無料となります。
- (2) 世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、多子計算の算定対象となる子どもについて、年齢制限(小学校就学前まで)がなくなり、年齢に関わらず「生計を一にする子ども」となります。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限ります。

なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。

- (3) 世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、(2)の多子計算の算定対象となる子どもの範囲(年齢制限なし)における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とします。
- すくすく保育支援事業 (多子世帯における保育料無料化対象者の拡大) 保護者生計を一にする子どもが3人以上いる場合、多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料となります。

[※]表中()内の金額は、次の注意事項に掲げる多子軽減に該当し半額になる場合の利用者負担額です。